

お知らせ

【新築家屋などの調査を実施】

令和2年1月2日～令和3年1月1日の間に、新築、増築および滅失(予定を含む)された家屋の調査を実施します。

調査対象は、居宅・事務所・店舗・倉庫などのすべての家屋です。該当する人は、次の項目を10月末までに税務課へご連絡ください。

◇連絡項目

- ①所有者名②所在地③種類(居宅、事務所、店舗、倉庫など)④構造(木造、軽量鉄骨造など)⑤面積⑥異動事由(新築、増築、滅失)⑦完成年月日(予定)⑧連絡先

※滅失については、令和2年度固定資産税納付書に添付の課税明細書と照合・確認の上、ご連絡ください。なお、令和2年以前の増築・増築などで、調査の済んでいない家屋についてもご連絡ください。

※税務官と偽り訪問するケースがあります。不審に思ったときは徴税吏員証の提示を求めてください。

◇問合せ先 税務課資産税係

☎52・5804

【山口県民手帳の申し込み】

令和3年版山口県民手帳を11月上旬に発刊します。

山口県勢や日常生活に役立つ情報満載。スケジュール帳や日記帳にご活用ください。

◇内容

山口県地図、カレンダー、略暦表・満年齢早見表、日記帳(月間・週間)、観光ガイド編、統計資料編、生活編(各種相談窓口、親族・親等表、県内郵便番号一覧表)

◇サイズ 縦14cm×横8cm

◇値段 500円(税込み)

◇予約申込方法

企画財政課企画係、各公民館または図書館に備え付けの申込書で申し込む

◇申込期限 10月30日(金)

◇問合せ先 企画財政課企画係

☎52・5803

【特別障害者手当・障害児福祉手当について】

これらの手当は、在宅で生活

し、重度の障がいや常時介護を必要とする人を対象とした制度です。手当を受けるには、受給資格の認定を受ける必要があります。

■対象者

◇特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

※3か月以上継続して病院や診療所に入院している人や施設に入所している人は対象となりません。

◇障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人

※施設に入所している人や障がいや事由とする年金を受給している人は対象となりません。

■手当額

・特別障害者手当

月額2万7350円

・障害児福祉手当

月額1万4880円

■所得制限

受給資格者または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定

額以上を超えた場合は受給できません。

■問合せ先

- ・町民福祉課福祉係
52・5810
- ・山口県柳井健康福祉センター
保健福祉・総務室
22・3777

【「男女共同参画」図書館展示】

10月は「男女共同参画推進月間」です。

町では、「男女共同参画」をより身近に感じてもらえるよう、田布施図書館と連携して、「男女が共に活躍できる社会づくり」などをテーマにした関連図書・資料の展示を行います。

◇期間

10月1日(木)～31日(土)

(図書館の休館日を除く)

◇場所 田布施図書館

◇問合せ先 総務課総務係

☎52・5802

【行政相談週間】

10月19日～25日

行政相談所を開設します。役所の仕事などについて、「困っ

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング
合併浄化槽工事・下水道工事・水道工事
水廻りのトラブル、漏水調査、床修理補修など小さな事でもお任せ下さい。

おおみや
有限会社 大三也
OMIYA

TEL (0820) 52-3169 田布施町 麻郷588-15
E-mail:oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会
Auto Plaza

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

ていることがある』『制度や仕組みがわからない』などの困りごとがある人は、お気軽にご相談ください。

◇日時 10月26日(月)

午前10時～午後3時

◇場所 中央公民館1階和室

◇相談員 行政相談委員

◇相談料 無料

※その他に、『総務省行政センター』きくみ山口』でも毎日相談を受け付けています。

◇日時 平日

午前8時30分～午前5時15分

☎0570・090110

(ナビダイヤル)

☎083・932・1100

◇問合せ先

・町民福祉課

☎52・5811

【全国労働衛生週間】

『みなおして 職場の環境

からだの健康』

10月1日～7日は『全国労働衛生週間』です。各事業場で積極的に取り組みましょう。

・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視

・労働衛生旗の掲揚およびス

ローガンなどの掲示

・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰

・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施

・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

◇問合せ先

経済課地域振興係

☎52・5805

【労働保険に加入しましょう】

11月は『労働保険適用促進強化期間』です。

労働者を1人でも雇用する事業主には、法人・個人・業種・規模を問わず、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入が義務づけられています。

まだ加入していない事業主の人は、速やかに加入の手続きをお願いします。詳細は、お問い合わせください。

■労災保険、雇用保険の役割

◇労災保険

業務上または通勤途上による労働者の負傷、疾病、障がいまたは死亡に対する給付

◇雇用保険

失業給付、雇用継続給付、教育訓練給付など、労働者の職業の安定、労働者の能力の開発および向上などを図る

■問合せ先

◇労災保険について

下松労働基準監督署

☎0833・41・1780

◇雇用保険について

柳井公共職業安定所

☎22・2661

【親子ふれあいのつどい】

◇日時 10月18日(日)

午前9時20分～午後3時

(現地集合・現地解散)

※雨天などの場合は、10月25日(日)に順延の可能性があります。

◇場所

山口県きらら博記念公園内ア

クティブテラスきららいず

◇内容

ヨガや各種アクティビティ体験とバーベキュー

◇対象者

山口県内在住のひとり親家庭(母子・父子)の親と子(3歳以上中学生以下)

◇募集人数 16家族40人程度

◇参加費

大人500円、子ども1人につき300円

◇申込方法

住所・参加者全員の氏名、ふりがな、年齢(10月18日現在)、子どもの学年および日中連絡のとれる電話番号を明記の上、ハガキ・メールまたはFAXで申し込む

◇応募締切

10月5日(月)必着

※希望者多数の場合は抽選となり、抽選結果は10月8日頃にお知らせする予定です。新型コロナウイルス感染防止のため、内容を変更する場合があります。

◇申込み・問合せ先

山口県母子・

父子福祉センター

〒753・0054

山口市富田原町4・58

☎083・923・2490

FAX 083・923・2499

E-mail y-bosi-senter@

tiaara.ocn.ne.jp

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/

ケアマネでーす!

本町・居宅介護支援事業所

本町・行政書士事務所

任意後見、成年後見、遺言・相続・死後事務委任・尊厳死公正証書の相談

☎52-3193 下田布施618



【おしゃべりサロン】

◇日時 10月21日(水)

午前10時～午前11時30分

◇場所

柳井市総合福祉センター2階

◇内容 ミュージック・ケア

♪音楽にのせてからだや楽器を使い、楽しい時間をすごしましょう♪

◇参加料 無料

◇対象者 未就園児の親子10組

◇申込方法 電話で申し込む

◇申込期限 10月14日(水)

◇問合せ先 やないファミリー

・サポート・センター

☎23・0668

【産業廃棄物適正処理推進期間】

9月・10月は「産業廃棄物適正処理推進期間」です。

廃棄物の不法投棄・野焼きを見かけた人はお知らせください。

◇不法投棄ホットライン

・フリーダイヤル

0120・538・710

・メールアドレス

fuhotoki.hotline@pref.

yamaguchi.lg.jp

◇問合せ先

柳井健康福祉センター
☎22・3631

【わが社にも退職金制度】

『中退共』は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金は、中退共におまかせください。

◇問合せ先

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03・6907・1234

【ハロウィンジャンボ宝くじ】

宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

・1等 3億円×11本

・前後賞各 1億円×22本

※発売総額330億円・11ユニットの場合です。

◇発売期間

9月23日(水)～10月20日(火)

◇抽選日 10月27日(火)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

講習・講座

【甲種(新規)・乙種 防火管理講習開催】

◇日時

・11月12日(木)

午前9時～午後4時

(甲種・乙種共通)

・11月13日(金)

午前9時～午後4時

(甲種のみ)

※甲種防火管理新規講習は2日間の受講が必要です。

◇会場

大和総合運動公園大会議室

(光市大字岩田849)

◇定員 先着50人

◇受講料

4300円(テキスト代など)

※講習初日の受付時にお支払いください。

◇対象者

防火管理者を選任しなければならぬ防火対象物(原則、

当消防組合の管轄区域(光市、

田布施町および周南市(熊毛

地域)のいずれかに所在する

ものに限る。)に勤務し、防火

管理上必要な業務を適切に遂

行できる管理的または監督的

な立場にある人

◇申込方法

電話による事前予約後、郵送

で受講申込書(必要事項を記

入)、6か月以内に撮影した

写真1枚(縦4cm×横3cm)お

な立場にある人

◇申込方法

電話による事前予約後、郵送で受講申込書(必要事項を記入)、6か月以内に撮影した写真1枚(縦4cm×横3cm)および受講票返信用封筒を送付する

※開催案内を熟読の上、申し込んでください。開催案内および受講申込書は光地区消防組合ホームページからダウンロードできます。

(<https://119.city.hikari.lg.jp>)

◇申込期間

10月5日(月)～23日(金)必着

◇講習の一部免除

消防設備点検資格者または自衛消防業務講習修了者は、講習科目の一部を免除を受けることができます。

※受講申込書と併せて該当の免状または修了証の写しを送付してください。

◇申込み・問合せ先

〒743・0011

光市光井6・16・1

光地区消防組合消防本部予防課指導係

☎0833・74・5602

募集

【生活基盤整備支援2次募集】

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、浚渫しゅんせつなどのほかに、ため池などの農業用施設の補修も該当します。

今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

■支援の対象となるもの

◇資材の購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシュヤーン、粒度調整砕石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフ

リウム、ヒューム管など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダン

プトラック、締固め機械、振

動ローラーなど

※資材の購入費と機材の借り上げ費の合計額について、下記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。

なお、原材料については現物支給を行う場合があります。

■支援基準

◇支援区分／支援限度額(上限)

- ・道路の改良を主工事とするもの／受益世帯数に10万円を乗じて得た額以内(50万円)
- ・道路の舗装・水路の整備・ため池補修・用排水路の浚渫、取水施設の補修を主工事とするもの／受益世帯数に6万円を乗じて得た額以内(30万円)
- ・その他(前記に準ずるもの)／受益世帯数に4万円を乗じて得た額以内(20万円)

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

◇申込締切日 10月30日(金)

◇決定方法 申請書の内容を審査し、事業の公益性・緊急性などを考慮して、事業を決定(支援を決定した場合は、決定通知書を送付)

■申込み・問合せ先

建設課土木管理係
☎ 52・5807

【柳井市美術展覧会作品募集】

◇期間

11月14日(土)～18日(水)
午前9時～午後5時
(最終日は午後2時まで)

◇場所 柳井市文化福祉会館

◇部門・応募点数

- ・第1部 『美術』(絵画・彫塑・工芸・デザイン)
- ・第2部 『書』1人1点
- ・第3部 『写真』1人2点まで

◇応募資格

- ・柳井市および周辺に居住または柳井市内に勤務・通学する人(高校生以上)
- ・関係団体に所属する人(高校生以上)

◇出品料

各部・各項目ごとに1人1000円(高校生は無料)

◇受付・搬入日時 11月9日(月)正午～午後6時

※開催要項および出品目録は、生涯学習・スポーツ推進課にあります。

◇問合せ先 第56回柳井市美術展覧会運営委員会(生涯学習・スポーツ推進課内)

☎ 22・2111

【クルマエビの放流を行いました】

7月1日(水)に馬島沿岸で、山口県漁協田布施支店の運営委員長とニューフィッシャー2人によりクルマエビの放流が行われました。

◇この日放流されたクルマエビ

は、上関町にある(公社)山口県光・熊毛地区栽培漁業協会で育成された、体長58mm体重1gの16万2000尾で、漁業者の人が、資源の維持、増大を図るために放流をしています。また、(公社)山口県光・熊毛地区栽培漁業協会では、クルマエビの養殖を行っており、12月には美味しいクルマエビを購入することができます。

◇問合せ先 (公社)山口県光・熊毛地区栽培漁業協会

☎ 0820・62・6030



広報たぶせは『ユニバーサルデザインフォント』を使用しています。

人口と世帯

(8月1日現在)



…人口…
15,070人
(増減 -11人)
…男…
7,197人
…女…
7,873人
…世帯…
7,052世帯

今月の納期限

9月30日(水)

納期限内に納付しましょう

※コンビニ収納開始に伴い、休日納税(相談)窓口は7月をもって終了となりました。

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税 ……税務課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税 ……健康保険課 ☎ 52-5809
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料 ……町民福祉課 ☎ 52-5810
- 保育所保育料および児童クラブ保育料 ……建設課 ☎ 52-5807
- 町営住宅使用料および駐車場使用料 ……建設課 ☎ 52-5817

- ◇下水道受益者負担金 (2期)
- ◇国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 (3期)
- ◇保育所保育料 児童クラブ保育料 9月分
- ◇町営住宅使用料・駐車場使用料 9月分

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

